

固定資産税・都市計画税

課税明細書は大切に

固定資産課税資産明細書は、納税通知書（4月上旬発送）にとじ込んで送ります。明細書には、土地や家屋の所在地・評価額・税相当額などの課税内容を記載しています。

令和7年分の所得税などの確定申告時に、事業経費の資料として使用できます。

縦覧

納税者は、所有する土地や家屋の評価額と比較するため、縦覧帳簿に記載されている他の土地や家屋の評価額を、縦覧期間に限り確認できます。

- **期間** 4月1日(火)～30日(水)（土・日曜日、祝日を除く）
 - **時間** 午前9時～午後5時
 - **会場** 市役所本館1階 市税課
 - **縦覧帳簿** 市内の土地・家屋の所在地・面積・価格などを記載
 - **必要なもの** 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）
- ※所有者以外は、委任状が必要です。所有者が法人の場合は、法人名、法人の印鑑による委任状が必要です。

課税台帳の閲覧

課税台帳は、1年を通して閲覧できます。閲覧できる人は、所有者、権利関係を示す書面を提示した借地人・借家人および所有者からの委任状を持った代理人です。

土地・家屋の用途変更、または家屋を増築、取り壊した場合は連絡を

固定資産税は、毎年1月1日時点の土地や家屋の現況によって課税されます。次の場合は、税額の計算方法が変わりますので連絡してください。

- ◇土地・家屋の用途を変更したとき（賃貸駐車場への変更・店舗から住宅・住宅から事務所・住宅の敷地の拡張 など）
- ◇家屋を増築または取り壊したとき（12月末までに法務局で登記手続きが完了した場合を除く）

問い合わせ先

市税課固定資産税担当
☎(580)1829

4月30日(水)が納期限です

◇固定資産税（第1期）

延滞金は **年 8.7%**

※令和7年の割合です。

※納期限の翌日から1カ月を経過する日までの割合は年2.4%です。

LINEで納期限のお知らせを発信中

バーコードを読み込み、友だち追加後に「受信設定」で通知を希望する税目を選んでください。



口座振替が便利

市ホームページで申し込めます。

※一部対応していない金融機関があります。



●問い合わせ先

◇納付に関すること

納税課納税相談担当 ☎(580)1975

◇口座振替に関すること

納税課納税管理担当 ☎(580)1832

4月から市役所の組織名が変わります

業務の内容や相談窓口などを分かりやすくするため、組織名の一部変更を行いました。

市役所では、窓口や課名が分かりやすいように、庁舎内にサインや案内図を設置しています。

課・担当の変更

旧	新
教育政策課 教育政策担当	教育総務課 教育総務担当
教育政策課 教育施設担当	教育総務課 教育施設担当
教育振興課 教育振興担当	学校・地域連携課 学校教育担当
教育振興課 共育推進担当	学校・地域連携課 地域連携担当
教育支援課 教育相談センター担当	教育支援課 教育サポートセンター担当

●問い合わせ先

経営戦略課行政革新・情報総括担当
☎(580)1998